＜業務概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 購買行動データ利活用に係る調査検討業務 |
| 契約期間 | 　　　　　　令和5年11月中旬　～　令和６年３月29日（予定） |
| 契約上限額 | 　　　　　　　　　　　　　　6,000千円（税込） |
| 業務目的 | ・現状では購買行動データは、府内商品・サービス提供事業者には還元されず、府内商品・サービス提供事業者によるデータエビデンストな商品・サービス開発等の進展の妨げの一因となっており、スマートシティを実現する上での課題となっている。・こうした課題を解決するため、府内における購買行動データを府内商品・サービス提供事業者に還元・利活用等され、これらデータに基づき、より生活者ニーズに寄り添った商品・サービスの開発・提供につながるといった、データ駆動型の消費生活ＤＸと生活者本位のスマートシティを実現するため、本調査検討事業を行うことにより、府における購買行動データの利活用等を図るための仕組みを検討するための基礎資料を得る。 |
| 業務内容 | ・大阪府域への観光客等（以下「観光客等」という。）をターゲットに府内の複数の店舗で既存の電子プリペイドカード式等の電子決済システム（以下「デジタル通貨システム」という。）を用いて、当該デジタル通貨システムによって発行されるポイント等（以下「デジタル通貨」という。）を流通させることによって得られる購買行動データを当該流通に参画する店舗を運営する事業者に当該事業者がその商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元させるために最適な手法及び最適な体制等について調査検討する。 |
| 求める提案内容 | （１）調査の実施①店舗での調査検討の実施・観光客等をターゲットに協力店舗で既存のデジタル通貨を流通させることによって得られる購買行動データを当該協力事業者の商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で当該協力事業者に還元させるために最適な手法及び最適な体制のほか、想定する協力事業者について、具体的に提案すること。※効果的かつ実現性がある複数の協力事業者確保に係る提案（協力事業者は３者以上であることが望ましい）とその理由を求める。・以下はあくまでも参考例であり、提案者独自のノウハウと経験による提案を期待する。また、複数の既存のデジタル通貨システムを活用する提案であることが望ましい。 （参考例）観光客等をターゲットに当該デジタル通貨を対価とすることによってのみ得られる特別な商品又はサービスを提供することで当該観光客等に係る購買行動データを得る手法　など・購買行動データの効果的な活用手法などを含めて提案すること。② 企画に係る調整・協力事業者の参画を確実に得られるよう、協力事業者の確保方法を具体的に提案すること。③啓発媒体の作成・観光客等に効果的に訴求可能な手法を具体的に提案すること。（２）調査検討の検証・「購買行動データのニーズの実態」や「購買行動データの活用手法」、「より多くの協力事業者の参画を得る手法」等について、検証の手法や内容を具体的に提案すること。・なるべく協力事業者の負担の少ない検証方法を具体的に提案すること。 |
| スケジュール | 令和5年９月１日（金）　　公示令和5年９月15日（金）　説明会開催令和5年９月22日（金）　質問受付締切令和5年10月２日（月）　提案書類提出締切令和5年10月下旬　　　　選定委員会令和5年11月中旬　　　　事業開始令和6年３月29 日（金） 事業終了 |

＜事業者選定の審査・評価基準＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 事業遂行能力 | ・事業実施可能な体制及び人員を備えているか。・本事業と類似した過去の業務の実績があるか。・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。 | １５点 |
| 企画内容① | ・観光客等をターゲットに協力店舗で既存のデジタル通貨を流通させることによって得られる購買行動データを当該協力事業者の商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で当該協力事業者に還元させるために最適な手法及び最適な体制のほか、想定する協力事業者について、具体的に提案され、かつ、効果的で実現性のある複数の協力事業者確保に係る提案（協力事業者は３者以上であることが望ましい）とその理由が明記されているか。・提案者独自のノウハウと経験による提案となっているか。・複数の既存のデジタル通貨システムを活用する提案となっているか。・購買行動データの効果的な活用手法などが具体的に提案されているか。・協力事業者の参画を確実に得られるよう、協力事業者の確保方法が具体的に提案されているか。・観光客等に効果的に訴求可能なデザインや手法が具体的に提案されているか。 | ５０点 |
| 企画内容② | ・「購買行動データのニーズの実態」や「購買行動データの活用手法」、「より多くの協力事業者の参画を得る手法」等について、検証の手法や内容が具体的に提案されているか。・なるべく協力事業者の負担の少ない検証方法が具体的に提案されているか。 | ２０点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | ５点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | １０点 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合　計 | 100点 |